

## 第 28 号

## 徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 27 年 12 月 1 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県月見が丘海浜公園                     |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市幸町一丁目47番地3<br>株式会社 スタッフクリエイト |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで         |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。